

令和３年度第１回東京都入札監視委員会

- 日時：令和４年３月２９日（火） １５時００分から１７時３０分まで
- 会場：東京都庁第一本庁舎 南側３５階 第一入札室

○ 次 第

１ 開会

２ 資料の説明

３ 議事進行の説明

４ 出席者及び定足数の確認

５ 審議

〈公開〉

- （１）令和３年度東京都入札監視委員会第１回制度部会審議結果（公開審議案件）について
- （２）令和３年度東京都入札監視委員会第２回制度部会審議結果（公開審議案件）について
- （３）令和３年度東京都入札監視委員会第３回制度部会審議結果（業界団体との意見交換会）について
- （４）令和３年度東京都入札監視委員会第１回第一監視部会審議結果（定例審議案件）について
- （５）令和３年度東京都入札監視委員会第２回第一監視部会審議結果（定例審議案件）について
- （６）令和３年度東京都入札監視委員会第１回第二監視部会審議結果（定例審議案件）について
- （７）令和３年度東京都入札監視委員会第２回第二監視部会審議結果（定例審議案件）について

〈非公開〉

- （８）令和３年度東京都入札監視委員会第２回第一監視部会審議結果（談合情報処理審査案件）について
- （９）令和３年度東京都入札監視委員会第１回第二監視部会審議結果（談合情報処理審査案件）について
- （１０）令和３年度東京都入札監視委員会第２回第二監視部会審議結果（談合情報処理審査案件）について

６ 閉会

令和３年度 第１回東京都入札監視委員会 資料一覧

1	出席者及び定足数の確認 令和３年度第１回東京都入札監視委員会出席者	(資料１)
2	審議	
(１)	令和３年度東京都入札監視委員会第１回制度部会審議結果 (公開審議案件) について ・ 審議結果	(議案１) (審議概要)
(２)	令和３年度東京都入札監視委員会第２回制度部会審議結果 (公開審議案件) について ・ 審議結果	(議案２) (審議概要)
(３)	令和３年度東京都入札監視委員会第３回制度部会審議結果 (業界団体との意見交換会) について ・ 審議結果	(議案３) (審議概要)
(４)	令和３年度東京都入札監視委員会第１回第一監視部会審議結果 (定例審議案件) について ・ 定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・ 審議結果	(議案４) (別紙４－１) (審議概要)
(５)	令和３年度東京都入札監視委員会第２回第一監視部会審議結果 (定例審議案件) について ・ 定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・ 審議結果	(議案５) (別紙５－１) (審議概要)
(６)	令和３年度東京都入札監視委員会第１回第二監視部会審議結果 (定例審議案件) について ・ 定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・ 審議結果	(議案６) (別紙６－１) (審議概要)

(7) 令和3年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果 (定例審議案件) について ・ 定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・ 審議結果	(議案7) (別紙7-1) (審議概要)
(8) 令和3年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会審議結果 (談合情報処理審査案件) について ・ 議案5の審議概要を参照	(議案8)
(9) 令和3年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 (談合情報処理審査案件) について ・ 議案6の審議概要を参照	(議案9)
(10) 令和3年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果 (談合情報処理審査案件) について ・ 議案7の審議概要を参照	(議案10)

令和3年度第1回東京都入札監視委員会出席者

委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	日本大学総合科学研究所客員教授	有 川 博
委員	(元) 会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小 見 康 夫
委員	弁 護 士	木 下 潮 音
委員	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小 池 孝 子
委員	東北公益文科大学准教授	斉 藤 徹 史
委員	弁 護 士	原 澤 敦 美
委員	東京大学大学院工学系研究科教授	堀 田 昌 英
委員	(元) 品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲 田 裕 一
委員	弁 護 士	森 岡 誠
委員	弁 護 士	若 林 美 奈 子

都側職員

財務局 経理部長	古 川 浩 二
財務局 契約調整担当部長	小 泉 雅 裕
財務局 経理部 契約調整担当課長	松 永 慎 平
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	高 柳 睦 夫
財務局 経理部 調整担当課長	三 浦 裕 之
財務局 経理部 電子調達担当課長	武 田 秀 章
財務局 経理部 契約第一課長	永 島 勝 明

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	1
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第1回制度部会審議結果 （公開審議案件）について		
審議事項	入札及び契約制度に係る審議の結果について次のとおり報告する。 （1）審議結果について 別紙審議概要のとおり		

令和3年度 東京都入札監視委員会第1回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和3年8月11日（水） 東京都庁第一本庁舎特別会議室 S4	
出席委員	東京大学大学院工学系研究科教授 東北公益文科大学准教授 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	堀 田 昌 英 斉 藤 徹 史 仲 田 裕 一 原 澤 敦 美 （敬称略・計4名）
審議事項	(1) 施工時期等の平準化について【経過報告】 (2) 工事の総合評価方式について【経過報告】	
議案の概要	(1) 平準化に向けた都のこれまでの取組状況や来年度以降の取組等の検討状況について、事務局から説明を受けた。 (2) 今年1月以降に公告等を行う案件から施行している工事の総合評価方式の実施状況について、事務局から報告を受けた。	
委員会による 審議結果報告	(1) 説明内容のとおり、引き続き事務局にて検討を進めることとする。 (2) 引き続き事務局にて経過を観察することとする。	
事務局からの 報告	(1)及び(2)について、事務局案の説明及び経過の報告を行った。	
委員からの 意見等の概要	審議事項(1)について 【委員からの質問等】 設計等委託の目標として、2月から3月に履行期限を迎える割合以外に目標に設定している数値はあるか。 【事務局の回答】 現在は2月、3月だけを対象に目標を設定しているが、国などの取組も参考にしながら、どのような目標を設定していくか検討していきたい。 【委員からの質問等】 中長期的な発注見通しを示すことができるよう、周辺の自治体を見ながら都でも検討を重ねていただきたい。 【事務局の回答】 事業計画が流動的な中、途中段階での情報を公表することによる業界側の混乱等が懸念されるが、国などの状況を研究しながら検討していきたい。 【委員からの質問等】 平準化の施策がどれだけ平準化を促したのかをもう少し具体的に示してほしい。 【事務局の回答】 現在、都全体での平準化率を公表しているが、今後はもう少しきめ細やかに進捗や取組状況が見える化できないかを検討していきたい。 【委員からの質問等】 関係部署との連携強化について、具体的な連携体制や組織、誰がリーダーシップを取るのかを明確にしていきたい。 【事務局の回答】	

基本的に事業は各局で行っており我々がコントロールする立場にはないが、平準化の重要性等について関係部署に情報提供しながら連携を図ってきたい。

【委員からの質問等】

積算の前倒しとは、どのようなものか。

【事務局の回答】

前年度中に積算を終えておき、4月に早急に発注することを意味している。そうすれば、最短で6月中に契約ができる案件もあるため、稼働件数の少ない第一四半期の案件を少しでも積上げることができる。

【委員からの質問等】

設計が終わらないと積算ができないため、設計等委託の平準化が進まないことがボトルネックになっていると思う。予算や議会の時期等により平準化にも限界があると思うが、その点を踏まえたうえで何か方策はないか。

【事務局の回答】

工事の上流部分に当たる設計等委託で平準化を進めていくことで、おのずと工事の平準化も進むと考えており、設計等委託について何か新しい取組ができないか検討していきたい。

審議事項(2)について

【委員からの質問等】

技術力が劣る中小以下の企業は総合評価方式に参加できない。工事实績を積み重ね、総合評価方式にもトライできる環境づくりが重要だと思うので、今後も一層の努力をお願いしたい。

【事務局の回答】

総合評価案件以外に価格競争を行う案件も十分に発注していることから、中小事業者の方々には価格競争の案件で実績を積み、その先で総合評価案件にもぜひチャレンジしていただきたいと考えている。

【委員からの質問等】

総合評価はどのようにして対象工事を決めているのか。

【事務局の回答】

事業者や過去の発注が多い案件であり、技術的な困難性がある工事や近隣に配慮が必要な工事など、品質確保を図るべき案件を主に対象としている。

【委員からの質問等】

低入札価格調査を実施するのに即失格とはどういうことか。

【事務局の回答】

調査基準価格を下回った場合に低入調査を実施し、失格基準で落札者としてない運用をこれまで行ってきたが、総合評価の趣旨に沿うよう今回の改正を行った。

【委員からの質問等】

基準価格より安い価格では、同じ技術力でも頑張って安く入札した人が落札できないことが起こり得る。そういったことを防ぐため、今後、価格点の山の形について、見直しを検討する余地はあるか。

【事務局の回答】

半年間の経過としては、ダンピング対策が機能していると受け止めており、技術力のある事業者とも契約できていることから、当面は運用を継続しながら、経過を観察していきたいと考えている。

【委員からの質問等】

公募型プロポーザルとの住み分けはどのようにしているのか。

【事務局の回答】

基本的には、困難性のある工事の場合には技術提案型総合評価方式を活用しており、公募型プロポーザルは採用していない。

【委員からの質問等】

基準価格を下回って応札した者の中で落札できなかった 120 者のうち、技術点 1 位であった者はいるのか。また、技術点 1 位であったにもかかわらず、価格点で逆転されてしまったケースはあったのか。

【事務局の回答】

技術点が 1 位であった事業者は 18 者であり、その際に落札した事業者は、技術点が同率 1 位であった。そのため、基準価格を超えるか超えないかの違いはあるが、より基準価格に近いところで入札した結果、落札している。

【委員からの質問等】

価格点の傾きによって逆転が起き、技術点 1 位の者が取れないケースがあまり起きるようだと、今回の総合評価の趣旨を鑑みてやはり心配なため、引き続きモニタリングしていただきたい。

【委員からの質問等】

技術点が同じ 1 位にもかかわらず、価格点が安かったがためにペナライズされてしまったことになるが、こういったものを救う方法はないのか。

【事務局の回答】

労務や材料の手配などに支障を来しかねない一定の金額を定めており、それが基準価格であると考えている。したがって、品質確保や下請け業者への影響を鑑み、基準価格を 1 つの重要な指標としながら、そこを僅かに下回った場合に限って落札できるような制度とした。今後の推移も見ながら、また御意見も頂きながら、価格点はどうあるべきかを考えていきたい。

[その他]

特になし

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	2
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第2回制度部会審議結果 （公開審議案件）について		
審議事項	入札及び契約制度に係る審議の結果について次のとおり報告する。 （1）審議結果について 別紙審議概要のとおり		

令和3年度 東京都入札監視委員会第2回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和4年1月26日（水） 東京都庁第一本庁舎特別会議室 N1	
出席委員	東京大学大学院工学系研究科教授 東北公益文科大学准教授 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	堀 田 昌 英 斉 藤 徹 史 仲 田 裕 一 原 澤 敦 美 （敬称略・計4名）
審議事項	施工時期等の平準化について	
議案の概要	令和3年度第1回制度部会における委員からの意見を踏まえた次年度以降の都の取組の考え方について、事務局から説明を受けた。	
委員会による審議結果報告	委員からの意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることとする。	
事務局からの報告	事務局案の説明を行った。	
委員からの意見等の概要	【委員からの質問等】 設計等委託の平準化が目標値に到達していないことに対して、令和4年度の予算要求に際して従前とは違った取組を行っていたら、教えていただきたい。 【事務局の回答】 来年度予算要求に向け、債務負担や繰越明許費をしっかりと要求していくことを改めて各局に周知するとともに、局に対して個別にヒアリングを行ったところである。引き続き、庁内の連絡会をはじめ各局とも情報連絡を取りながら、予算要求に向けた工夫をしていきたい。 【委員からの質問等】 複数年度にわたる工期の平準化としては、債務負担行為以外にも繰越明許費の活用が考えられるが、資料には繰越明許費の活用に関する記載がないので、繰越明許費の活用状況について教えていただきたい。 【事務局の回答】 債務負担行為と併せて繰越明許費の活用についても、予算要求の際に通知を発出して全庁に周知を図っており、こうした全体の取組、あるいは個別の調整を通じながら、引き続き平準化を進めていきたい。 【委員からの質問等】 見える化について、資料では業種別にグラフ化されているが、これを局ごとにブレイクダウンしたものを共有するということが必要ではないか。 【事務局の回答】 見せ方についてはいろいろなやり方があるかと思うので、いただいたご意見を踏まえ、庁内で調整をしていきたい。	

【委員からの質問等】

年度が終わってからではなく、その進捗状況が分かるように、例えば年度の一定期間、クォーターや半年など、途中段階でフォローアップしていくことができないか。

【事務局の回答】

年度途中での平準化の進捗状況については、実務的には把握がなかなか難しいため、例えば、表計算ソフトを活用して、現在の状況や今後の見込みを把握しやすいツールについて検討するなど、局の取組をサポートしていきたい。

【委員からの質問等】

「平準化の進捗状況などを踏まえ、段階的にサポートを行いながら職員の理解促進を図っていく」とあるが、段階的なサポートというのは、具体的にどのような内容をイメージしているのか。

【事務局の回答】

職員の理解促進を図るとともに、局によっていろいろ事情も異なるため、課題がどこにあるのか局からも聞きながら、何かさらに有効な策がないかを考え、段階的に行っていくことをイメージしている。

【委員からの質問等】

平準化のメリットが見えるようにするというのも、平準化の効果を分かりやすくすることからも重要ではないか。平準化においては、受注者だけでなく、本来、発注者や都民のメリットもあるわけで、受注者や発注者、都民の視点といった観点もあるのではないか。

【事務局の回答】

そこまでの検討に至っていないところがある。当面は、今日説明したような形で、平準化をしっかりと進めていきながら、いただいた示唆もしつかりと受け止め、今後どのようなことができるかを考えていきたい。

[その他]

特になし

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	3
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第3回制度部会審議結果 （業界団体との意見交換会）について		
審議事項	入札及び契約制度に係る審議の結果について次のとおり報告する。 （1）審議結果について 別紙審議概要のとおり		

令和3年度東京都入札監視委員会第3回制度部会（業界団体との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和4年2月7日（月）から令和4年3月22日（火） 書面開催	
出席委員	東京大学大学院工学系研究科教授 東北公益文科大学准教授 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	堀 田 昌 英 斉 藤 徹 史 仲 田 裕 一 原 澤 敦 美 （敬称略・計4名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望事項 (2) その他	
議案の概要	業界団体からの都の入札契約制度等に関する要望等について意見交換を行った。 また、入札契約制度改革本格実施後の状況について、都から報告を受けた。	
委員会による審議結果報告	—	
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（3年経過）」について	
委員からの意見等の概要	(1)-1 一般社団法人東京建設業協会からの要望 ① 働き方改革の推進 ・ 週休2日の実現 ・ 週休2日の実施に伴う必要経費の引き上げ ・ 契約・工事関係書類の簡素化 ② 生産性向上・建設DXの推進 ・ ICT人材の育成・導入費用の支援 ・ プレキャスト工法の活用 ・ 受発注者のコミュニケーションの改善 ・ 一般管理費の引き上げ ③ 入札契約制度の改善 ・ 多様な入札契約方式の活用 ・ 積算に必要な情報の提供 ・ 総合評価方式における課題 ・ 建設キャリアアップシステムの普及促進に向けたインセンティブの付与 ・ 入札における配置予定技術者の最終確認時期について ・ 中小建設業者が参加しやすい入札方式の積極的な採用 (1)-2 一般社団法人東京都中小建設業協会からの要望 ① 入札契約制度改革 ・ 予定価格の事前公表案件の拡大について ・ 入札可能業者の限定について ・ 共同企業体工事について ・ JV結成時の第2順位以下の構成員の罰則緩和について ② 働き方改革の推進 ・ 生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について ・ 現場管理費・一般管理費の引上げについて	

(1)-3 一般社団法人東京電業協会からの要望

- ① 安定的・持続的な工事発注量の確保について
- ② 分離発注の継続実施について
- ③ 中小企業育成支援策として総合評価方式での新たな加点項目の設定について
- ④ 建設業における週休2日の実現について
- ⑤ 関係書類の簡素化・削減について
- ⑦ 受発注者間の協議・情報共有の迅速化に向けたワンデーレスポンスの規定化について
- ⑧ 発注時期の平準化について
- ⑨ 概成工期の取り扱いについて
- ⑩ 資機材の急激な高騰について

(1)-4 一般社団法人東京都電設協会からの要望

- ① 現行の工事発注方式の堅持
- ② 平成30年度実施制度の長期継続
- ③ 4週8閉所の実現
 - ・ 指導の徹底と予算の確保
 - ・ 設定工期の見直し
- ④ 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入
- ⑤ LED照明のリース契約不採用の継続
- ⑥ 意見交換の機会と業界団体の活動に対する支援の継続
- ⑦ 入札スケジュールの事前公表
- ⑧ 価格高騰や資材不足に対する適切な対応

(1)-5 一般社団法人東京空調衛生工業会からの要望

- ① 工事発注量の維持継続について
- ② 分離発注方式維持継続について
- ③ 入札契約制度について
 - ・ 予定価格の「事後公表」について
 - ・ 「混合入札方式」について
 - ・ 主任技術者及び監理技術者の専任要件について
 - ・ 配置予定技術者の要件緩和について
- ④ 「働き方改革」の推進について
 - ・ 適正な工期の設定
 - ・ 適正な予定価格の算定
 - ・ 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）

※上記要望に対する都からの回答は、財務局HPに別途掲載

(2) 入札監視委員会制度部会委員からの主な意見等

① 委員からの意見等

専任要件の基準を3500万円から7000万円に仮に引き上げた場合の、定量的あるいは具体的な効果について、東京都において参照すべき推計等がありましたらご教示下さい。

【一般社団法人東京空調衛生工業会からの回答】

企業規模等により技術者の人数や状況等が大きく違うため、定量的・具体的な効果の提示は難しい。しかしながら、技術者不足が大変深刻な状況の中、資格要件を満たした技術者を専任で配置することが困難なため、入札に参加できないという事態も生じています。また、場合によっては入札参加者が限定されてしまう可能性もあります。国の所管の建設業法ではありますが、東京都からも要件緩和のバックアップをお願い致します。

② 委員からの意見等

貴協会におかれては、若手の建設技術者の確保をこれまでに積極的に行ってきたものと承知している。新規雇用や業界の魅力向上に向けた最近の施策について、ご教示いただきたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

- ・合同企業説明会「みんなの建設業☆インターンシップ&業界研究フェスタ」の開催（R3 実績：12/3・4 オンライン配信、参加企業 66 社、総視聴人数 3300 人）
- ・就職応援サイト「みんなの建設業就活ナビ」を開設し、会員企業のインターンシップや採用情報を発信。
- ・建設業の魅力ややり甲斐を PR する冊子「建設業就職読本」を作成し、全国の建設系学生へ配布（約 18,000 部）
- ・建設業のイメージアップとインフラ整備への理解促進を目的とした冊子「首都東京迫り来る水害の危機」を発行し都民に配布（約 5000 部）
- ・都内建設系学科に学ぶ高校生を対象とした建設現場見学会の開催

③ 委員からの意見等

生産性向上、働き方改革に必要な関係書類の簡素化、削減について多くの業界団体より指摘されました。都は令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定し、その後各局で基準類の改定を行い、令和4年度から運用を開始したとの回答がありました。始まったばかりではあるが運用開始から10ヶ月以上経過しての受注側の感想を伺いたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

- ・書類作成に要する労力は、以前と比べて軽減されたと感じるが、書類作成の負担は未だ大きく、削減へ取り組みは継続していただきたい。
- ・印鑑不要の書類のやり取りは進んでいるが、押印が必要な書類については「契約者」ではなく「現場代理人」の印で可としていただきたい。
- ・契約・工事書類の簡素化については、工事担当者まで理解・浸透を図っていただきたい。

【一般社団法人東京都中小建設業協会からの回答】

運用開始後受注者の立場からは変化はなく、かえってはんこレスに伴う確認書類などによって書類が増加したと感じています。

また、削減・簡素化対象となっている書類に対し、建設事務所職員からは「慣例である」「特記仕様書に書いてある」という理由で提出を求められます。

【一般社団法人東京電業協会からの回答】

東京都において、我々受注者からの要望している工事関係書類の削減・簡

	素化に向けた取り組みを進めていただいていることに感謝しております。しかし、都発注工事では求められる書類の量はいまだに多く、また、電気設備工事では「書類削減モデル工事」の発注は現状ありません。モデル工事を通し、各工種、様々な工事内容で検証を進めていただくことが重要であります。現場従事者の負担軽減は働き方改革に直結する問題でもあり、待ったなしの対応が求められております。今後さらにスピードを増した積極的な対応をお願いいたします。 【一般社団法人東京都電設協会からの回答】 会員企業の多くから工事関係書類が削減・簡素化された実感はないと返答がありました。 【一般社団法人東京空調衛生工業会からの回答】 多くの運用実績はありませんが、確実に負担軽減効果がありました。大変重要な取組であり、発注者と受注者間で意見交換・効果の確認・情報共有を定期的に行っていただき、「工事関係書類の削減・簡素化」を推し進めていただくと同時に、情報共有システム等を活用しペーパーレス、ハンコレス等さらなる負担軽減をしていただくようお願いいたします。 ④ 委員からの意見等 東京建設業協会から、技術力を考慮した総合評価方式の適用範囲拡大に関する要望がありました。 「発注関係事務の運用に関する指針」においては、総合評価方式における適切な評価項目の設定が努力義務とされており、若手技術者や女性技術者の登用、民間発注工事や海外における施工経験を有する技術者の活用も考慮して、施工実績に代わる施工計画を評価するほか、災害時の活動実績も考慮するよう促されております。 現在、東京都において導入されている総合評価方式は、主として、過去の施工実績を評価する施工能力審査型と技術実績評価型ですが、技術的課題がある案件については技術力評価型や技術提案型を積極的に活用するなど、総合評価方式改善にむけた取組をお願いいたします。 【東京都からの回答】 技術力評価型や技術提案型の総合評価方式は、施工計画や技術提案などを評価するものであり、施工能力審査型や技術実績評価型に比べ受発注者ともに負担は増えることとなりますが、施工実績だけでは評価しきれない技術的余地の大きい案件について、事業者の技術的能力をよりの確に評価できる方式です。 都では、予定価格の金額帯や技術的課題の量に応じて、4つの総合評価方式を運用しており、それぞれの制度の特徴を踏まえつつ、個別の案件の事情も勘案した上で、発注部署において総合評価方式を適用すべき案件を適切に選定しています。 案件に応じた発注方式を選定するよう庁内に周知しながら、引き続き適切に発注を行ってまいります。 ※委員からの上記以外の意見等は、財務局HPに別途掲載
[その他]	
特になし	

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	4
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 （定例審議案件）について		
審議事項	定例審議の結果について次のとおり報告する。 （1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙4-1のとおり （2）審議結果について 別紙審議概要のとおり		

令和3年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2)審議対象事案 令和2年度の4月1日から6月30日までに契約した工事案件
- (3)事案抽出方針
 - ア 高額・高落札率事案
 - イ 1者入札事案
 - ウ 低入札価格調査事案
 - エ 同一事業者による長期継続受注事案
 - オ 社会的注目事案

2 定例審議対象事案

上記1により、次の7事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限 価格 又は 調査基準 価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
1	高額・高落札1者入札	総務局	総務局	02-01013	希望制指名競争入札	建築工事	建築工事	東京都小笠原支庁清瀬職員住宅5号棟改修工事	令和2年6月9日	令和3年5月17日	事前公表	316,228	286,349	314,600	334,510	99.48	3	4	1	杉田建設興業株式会社			
2	高額・高落札	財務局	財務局	31-00754	一般競争入札	建築工事	建築工事	都立小中高一貫教育校(仮称)(2)新築工事	令和2年6月10日	令和4年6月15日	事後公表	3,096,786	2,849,043	2,900,700	2,907,168	93.66	18	18	17	関東建設工業株式会社			
3	1者入札	建設局	建設局	02-00039	特命随意契約	土木工事	一般土木工事	暫定道路整備工事(2四一放35北町)(緊急施工)	令和2年6月12日	令和2年9月30日	事後公表	121,216	—	121,215	334,626	99.99		1	1	株式会社関谷舗道			
4	1者入札長期受注	交通局	交通局	31-18006	希望制指名競争入札	土木工事	軌道	浅草線及び大江戸線レール削正工事	令和2年4月1日	令和3年3月12日	事前公表	141,471	126,759	141,461	134,800	99.99	1	1	1	日本スベノ株式会社			
5	高額・高落札1者入札	下水道局	下水道局	31-51010	希望制指名競争入札	土木工事	下水道施設工事	墨田区立花三、四丁目付近再構築工事	令和2年5月12日	令和4年5月2日	事後公表	510,620	461,692	510,400		99.95	8	8	1	株式会社蓬萊組			
6-1	高額・高落札1者入札	下水道局	下水道局	31-51004	特命随意契約	土木工事	下水道施設工事	管きょ維持補修工事(複数単価契約)	令和2年4月1日	令和3年3月31日	非公表	—	—	3,599,915		—		1	1	下水道メンテナンス協同組合			
6-2	高額・高落札1者入札	下水道局	下水道局	31-51005	特命随意契約	土木工事	公設ます工事	公共ます設置工事(複数単価契約)	令和2年4月1日	令和3年3月31日	非公表	—	—	4,500,866		—		1	1	下水道メンテナンス協同組合			

東京都入札監視委員会 第１回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所		令和３年６月３０日（水） 都庁第一本庁舎北側３３階 特別会議室Ｎ６	
委員	弁護士	若 林 美奈子（部会長）	
	東京都市大学工学部建築学科教授	小 見 康 夫	
委員	弁護士	木 下 潮 音	
	弁護士	森 岡 誠	
		計４名（敬称略）	
		※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間		令和２年４月１日～令和２年６月３０日	
抽出案件計		７件	（備考）
	一般競争	１件	
	指名競争	３件	
	随意契約	３件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答
	＜議案１＞（高額・高落札率事案）（１者入札事案） 東京都小笠原支庁清瀬職員住宅５号棟改修工事〔希望制指名競争入札〕		
	Ｑ 技術者の配置困難による辞退を防ぐため、今後、改善できることや検討できることはあるか。		Ａ 発注時期については、年度を跨いで予算をとり平準化していく取組について全庁を挙げて行っており、今後はさらにその取組を拡大していく。
	Ｑ 島しょの案件は、機材や資材の搬入に時間も金額もかかるように思うが、予定価格を算出するに当たり考慮されているのか。また、積算の歩掛が多くなるようなことはあるのか。		Ａ 一般的な積算として、島内で調達できる資材、作業員については起工部署で把握しており、そこで調達できるものはその価格、内地から調達しないといけない資材や島内にいない技術者については、運搬費や滞在費などを別途計上して基準にそった積み上げを行っている。
	Ｑ 配置予定技術者の配置困難という辞退理由が多い。入札参加者を増やすために、もう少し事業者側の本音を探る機会はないか。		Ａ 工事を途切れることなく受注するため、事業者も複数の案件を希望しながら調整している。その中で、先に決まった案件への技術者の配置又は工事の遅延といった理由により、技術者の配置が困難になるなどの実態がある。引き続き、現場での声を聞きながら、できる限り辞退がでないような工夫をしていきたい。

<議案2> (高額・高落札率事案) 都立小中高一貫教育校(仮称)(2)新築工事[一般競争入札]	
Q 本案件は非常に大型の工事のため、事業者の参加意欲を高めるような、案件だと考える。非常に問題のない事案だと思われるが、これだけ多くの事業者が一度に参加した場合、事務的に何か問題や困難なことはあるか。	A 本案件のような議会付議対象案件はどれも参加者が多くなるが、本件は同額によるくじ引きなどもなく、特に困難な状況はなかった。
Q 本案件は非常に競争性があるが、参加した事業者の中にスーパーゼネコンが入っておらず、ほとんどが中堅又は中小の事業者であった。これはどのような理由が考えられるか。	A 過去の状況を見てみると、事後公表で示す予定価格約40億円以上の大規模な工事になるとスーパーゼネコンが参加する傾向がある。また、本案件は、更地での新築工事かつ工事用の敷地面積も広く、施工しやすい工事であることから、中堅の事業者が多く参加したものと考ええる。
<議案3> (1者入札事案) 暫定道路整備工事(2四一放35北町)(緊急施工)[特命随意契約]	
Q 契約変更により、当初契約金額の3倍近くまで金額が大きくなったのはなぜか。	A 当初の想定では、新たな道路ができた後、近隣の小学校に通う児童が通学で慣れるまでを2週間として交通誘導員を配置することとしていた。 しかし、4月早々に緊急事態宣言が出たことにより、少数の児童が日々通学するといった状況が続き、慣れるまでの期間が想定よりも大幅に増えてしまったことから、交通誘導員の配置期間が長くなり、変更金額が大きくなったものである。
Q 工事後も工事期間と同数の人員を配置することは適正なのか。工事後については、工事期間中の配置とは異なり減らすような仕組みがあるのか、それとも、あくまで工事が延長したものと同様に配置しないといけないのか。	A 一般的に誘導員を配置する場合は、道路管理者、工事事業者、交通管理者である警視庁と調整・協議をした上で配置の人数等を決めている。 今回は、交通開放を見合わせたことにより、信号が点灯していない中、歩行者が区道を渡ることに地元からも非常に強い要請、要望が都だけでなく警察にもあったことから、警察と調整の上、安全面の確保のため、配置を継続したものである。

Q 初めから交差点に信号を置く前提で工事を進めていれば、今回の工事を緊急施工で行う必要はなかったのか。	A 警視庁では、全国的に信号機を設置する基準があり、今回の交差点はその要件を満たしていなかった。 しかし、安全という点を地元から強く要請されたことから、警視庁としても信号機を設置するという判断に至ったものである。
<議案4>（1者入札事案）（同一事業者による長期継続受注事案） 浅草線及び大江戸線レール削正工事[希望制指名競争入札]	
Q 過去5年の発注実績を見ても、全て本件受注者のみが希望し受注している。この状況を改善するため、発注側としてどのように考えているか。	A 大型削正車は、車両にオペレーターがセットで稼働しており、交通局がこの車両を購入した時からオペレーターの要員はある程度確保されている。 また、この車両自体、削正車の中でも特殊なスペックであり、大江戸線の削正作業は専門的な技術や知識等も必要となることから、おのずと応札する事業者が限られてくるのが実態である。
Q 委員が調べたところ、レール削正車は、主なメーカーとして4者確認している。本案件の受注者が車両を造っているが、リースで保守をやっている事業者もあるようなので、メーカーでないと保守ができないというわけではないように見えるが、いかがか。	A 本案件の受注者が製作した削正車自体も、他の鉄道事業者にもかなりの数提供されている。しかし、そういった車両と大江戸線仕様で特別に作った車両とは細かなところで差異があることから、こういった特殊な車両についてのリースはなかなか難しい。
Q 削正車を造ったのがこの案件の受注者ということで、20年に渡りこの受注者が受注し続けているのではないか。実質、この事業者しかいないという状況が20年も続いているとなると、この事業者が何らかの事情で請け負えなくなった場合に大江戸線が動かなくなってしまうという懸念がある。指名者を増やすといった可能性はないか。	A 特殊な車両ということもあり、もう1者他者をというのはかなり難しい状況にある。 オペレーター自体も、自社である程度、技術承継できるよう育成されていると思うが、限られた会社しかできないため、ある程度の事業量があれば、経営面での不安定な要素は比較的少ないと想定できるのではないか。
意見:急に受注者ができなくなった場合にどうするかというリスクを考慮し、今後さらに改善を目指して検討・検証をしていく必要がある。	

＜議案５＞（高額・高落札率事案）（１者入札事案） 墨田区立花三、四丁目付近再構築工事〔希望制指名競争入札〕	
Ｑ ８者の指名に対して応札が１者しかない理由として、辞退理由は「弊社都合」と「配置予定技術者の配置が困難になったため」となっている。履行場所が非常に入り組んだ場所で調整が難しかったと事前に聞いているが、それ以外に何か考えられる理由はあるのか。	Ａ 狭い地区であるため、迂回路を造ったりしなければいけないが、それも難しくなっており、全面通行止めなどにすると、交通管理者や警察などの協議をする必要がある。そのため、やり方を工夫する必要があることから、工事の難易度が上がっていると考えている。
Ｑ 似たような工事が複数出るようなときは、案件を見て、とりあえず入札の希望は出すが自分ができるものに応札するというのは合理的だと思うが、各社が自分で判断してその工事を選んでいるのか。	Ａ 落札率も高くなっており、この工事自体が難しいと思っている。やはり、技術力や配置予定技術者、仕事の手持ち状況などで各社が判断し応札していることから、結果的に１者になってしまったと考えている。
Ｑ 再構築工事など、類似工事については本案件の受注者以外の者が請けているのか。履行場所である墨田区のこの辺りについて、大変ぶりが分かりづらい。	Ａ 再構築工事という類似工事には、本案件の受注者以外が多数参加しており、本案件の受注者しか請けられないといった仕事ではない。 なお、履行場所は民家が近接しており、受注者は非常に気を遣って丁寧に施工してもらっているため、今のところ大きな問題は起こっていない。
＜議案６＞（高額・高落札率事案）（１者入札事案） ①管きょ維持補修工事（複数単価契約）〔特命随意契約〕 ②公共ます設置工事（複数単価契約）〔特命随意契約〕	
Ｑ 本案件の受注者である組合が、一手に下水道の管きょの維持などを引き受ける現状のやり方は、下水道局としてこれしかないという考えなのか。	Ａ まず、管きょ維持補修工事は、下水道管の損傷を原因とした不具合など、一時も放置できない緊急を要する補修を迅速に実施するものである。この工事は、東京というビルや住宅が密集した場所で、きつい・汚い・危険という、いわゆる３Ｋと言われる工事で、予め作業内容や、いつどこで発生するかわからないといった特徴があり、待機している間は他の工事に従事できないという、１者では極めて負担が大きい業務である。

		次に、公設ます設置工事は、家屋の新築などに伴う公設ますの申請に対して、原則として指示から15日以内に設置する工事である。以前は事務所の管轄エリアごとに競争入札で行っていたが、入札不調が続発し平成10年度から段階的にこの組合に特命随意契約で発注し、迅速性を担保したものである。 下水道局で発注している工事は、原則、競争入札で発注しているが、前述のとおり、両工事については、その性格上、業務を遂行できる唯一の事業者として当該組合に特命随意契約している。
	Q この契約は、管きょ維持補修工事であれ、公共ます設置工事であれ、緊急性の高いものはこの契約で行うのかもしれないが、予見でき十分な期間があるものは、競争入札にできると思うのだが、その切り分けはどのような判断で行っているか。	A 緊急を要しないものは一般補修工事として、ある程度のボリュームを持たせて総価契約の一般競争入札で発注している。 一方、緊急を要するものについては、500万円未満を管きょ維持補修工事に対応している。 公共ますの設置工事については、250万円を超えるものについて、競争入札を行っている。
	Q この組合を通じて小規模の事業者にとめて発注するということは、この組合が一定の役割を果たしているということは理解できるが、下水道局のOBの状況を見ると、この組合のガバナンス体制については、東京都としてどう考えるか。	A 当該組合は、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合であり、官公需適格組合である。組合の考えとして、下水道に精通した者を必要として採用しているのではないかと考えている。
	意見：他都市での契約の実態やエリア分け、これ以外に方法はないのかなど、再度、資料等を整理し、改めて説明を受けることとする。	
委員会による報告又は意見の具申	議案1から議案3及び議案5については、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。 議案4については、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、付された意見への対応を求める。 議案6については、継続審議とし、審議内で質問があった件について、改めて説明を受けることとする。	

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	5
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会審議結果 （定例審議案件）について		
審議事項	定例審議の結果について次のとおり報告する。 （1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙5-1のとおり （2）審議結果について 別紙審議概要のとおり		

令和3年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 談合情報処理に係る審査事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第6号、東京都入札監視委員会運営要領第七
(2)審査対象事案 令和2年度第3四半期に談合情報処理を行った事案

2 継続審議

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限価格又は調査基準価格 (千円) (税込)	当初契約金額 (千円) (税込)	最終契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
2-1	高額・高落札1者入札	下水道局	下水道局	31-51004	特命随意契約	土木工事	下水道施設工事	管きょ維持補修工事(複数単価契約)	令和2年4月1日	令和3年3月31日	非公表	—	—	3,599,915	—	—		1	1	下水道メンテナンス協同組合			
2-2	高額・高落札1者入札	下水道局	下水道局	31-51005	特命随意契約	土木工事	公設ます工事	公共ます設置工事(複数単価契約)	令和2年4月1日	令和3年3月31日	非公表	—	—	4,500,866	—	—		1	1	下水道メンテナンス協同組合			

3 定例審議

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
(2)審議対象事案 令和2年度の10月1日から12月31日までに契約した工事事案件
(3)事案抽出方針
ア 高額・高落札率事案
イ 1者入札事案
ウ 低入札価格調査事案
エ 同一事業者による長期継続受注事案
オ 社会的注目事案

4 定例審議対象事案

上記1により、次の4事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限価格又は調査基準価格 (千円) (税込)	当初契約金額 (千円) (税込)	最終契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
3	1者入札長期受注	警視庁	警視庁	02-00369	希望制指名競争入札	設備工事	陸上信号機	交通事故自動記録装置更新・新設 工事	令和2年12月28日	令和3年3月19日	事前公表	50,248	45,979	49,740	50,604	98.98	2	10	1	株式会社光洋			
4	高額・高落札1者入札	水道局	水道局	02-00851	希望制指名競争入札	土木工事	水道施設工事	江東区亀戸二丁目1番地先から同区亀戸一丁目40番地先間外2か所配水小管布設替工事	令和2年12月8日	令和4年3月2日	事前公表	416,955	376,535	416,955	—	100	5	5	1	RODEO株式会社	○		○
5	1者入札長期受注	下水道局	下水道局	02-03125	特命随意契約	設備工事	焼却設備	北多摩一号水再生センター汚泥焼却設備改良・補修工事	令和2年11月9日	令和3年8月6日	事後公表	299,618	—	297,000	309,419	99.12		1	1	三機工業株式会社			
6	1者入札	財務局	東京消防庁	02-00264	希望制指名競争入札	建築工事	建築工事	東京消防庁本部庁舎(2)耐震改修工事	令和2年10月9日	令和4年1月31日	事前公表	373,791	339,651	372,871	—	99.75	3	10	1	育栄建設株式会社			

東京都入札監視委員会 第２回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所		令和３年12月16日（木）				都庁第一本庁舎北側33階		特別会議室N 6		
委 員		弁護士 若 林 美奈子（部会長） 東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小 見 康 夫 弁護士 木 下 潮 音 弁護士 森 岡 誠 計４名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加 ※木下委員は15時（議案４前半）までの参加								
談合情報案件		項 目		工 事		物品・業務		件数計		
		談 合 情 報		1 件		0 件		1 件		
		うち検討結果疑義	0 件		0 件		0 件			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問					回 答				
	<議案１>									
	Q 事情聴取をする際、当事者と言われている者同士が打ち合わせをできないよう、なるべく同じ時間に日程を組むことはできなかったのか。					A なるべく速やかに全者から事情聴取を行うことを念頭に置いていたため、そのような観点で日程を組んでいなかった。				
	Q 談合情報における事情聴取の行い方について、統一的な指導は行っていないか。					A 事情聴取の実施や誓約書の提出といった手続きについては、要綱で定めている。 事情聴取の時期や順番といった詳細については、個々の状況に応じて発注部署が判断することとなっている。				
	意見：事情聴取の順番やタイミングといった具体的なプロセスについて、統一的な検討を行うこと。 また、確度の高い情報が寄せられた場合は、都がヒアリングを実施する前に警視庁や公正取引委員会に情報提供することも検討するべきである。									
委員会による報告又は意見の具申		現状の談合情報処理手続に照らしては不適正ではないと考えるが、付された意見のとおりに手続そのものについて検討をすること。								

継続審議案件		1 件（第 1 回第一監視部会での継続審議案件）	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答
	<議案 2>（高額・高落札率事案）（1 者入札事案） ①管きょ維持補修工事(複数単価契約) [特命随意契約] ②公共ます設置工事(複数単価契約) [特命随意契約]		
	Q 単価表について、これは公表されているのか。各単価が見積り合わせの対象となっているのか、それとも総額により見積り合わせを実施しているのか。		A 見積り合わせにあたっては、個々の単価について単価交渉を行い、全ての単価が都の設定した単価を下回る場合に相手方とできるようになっている。そのため、見積り合わせの過程では、都の単価は公表していない。
	Q 特命随意契約の継続により、他者が手を挙げる可能性があるのか実証されていない状況が続いている中、今後の契約の在り方についてどのように考えているか。		A 現在の仕組は、巨大な下水道ストックの緊急補修の在り方について、試行錯誤を繰り返す中で生まれたものである。迅速・的確な対応や中小企業振興の観点から現行の契約方式を取ってきたが、御意見を踏まえて継続的な検証を行ってきたい。 具体的には、業者・業界へのヒアリングや状況の定期的な点検を考えている。
	意見：今後の契約手続きに当たっては、さらなる検討の余地があると考え。審議での意見を踏まえ、今後の発注に向けた検証作業を進めるべきである。部会としても今後の検討状況に注視し、何らかの形で報告を受けられるような方策を検討されたい。		
委員会による報告又は意見の具申	手続の過程において明らかな違法性までは確認できないが、付された意見への対応を求める。		
審議対象期間		令和 2 年10月 1 日～令和 2 年12月31日	
抽出案件計		4 件	(備考)
	一般競争	0 件	
	指名競争	3 件	
	随意契約	1 件	

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案3>（1者入札事案）（同一事業者による長期継続受注事案） 交通事故自動記録装置更新・新設 工事 [希望制指名競争入札]	
	Q このような信号機の工事は、都内で1年間にどのくらい発注されているのか。本件で指名された者が他の同様な工事を受注するような関係はあるのか。	A 交通事故自動記録装置の工事は毎年1件か2件のみの発注となっている。そのため、分割発注によりそれぞれの業者が受注するというような状況にはない。
	Q 周辺の警察機関でも同様の工事を実施しているかと思われるが、その受注業者などについて状況を把握しているか。そのような業者を指名することで、落札の可能性を上げられないか。	A 仕様で求めている装置の性能が異なるため同じではないと考えているが、今後、指名のやり方については他府県の調査を行い検討したいと考えている。
	Q 辞退理由に「装置の見積単価が公表単価のほぼ倍の金額だった」というものがあるが、こういった経緯や背景について把握していることはあるか。	A 都が公表している単価は実勢価格のため、見積単価と差が出たのではないかと思われる。
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案4>（高額・高落札率事案）（1者入札事案） 江東区亀戸二丁目1番地先から同区亀戸一丁目40番地先間外2か所配水小管布設替工事[希望制指名競争入札]	
	Q 入札前に実施する質問回答は参加者全員で共有することとなっているが、共有する質問の内容によっては他の参加者がある程度推測するような根拠になり得るのではないか。	A 質問回答は契約の中でも最優先されるもので、参加者全員で共有されるべきものだと考えている。また、質問はする者、しない者どちらも多分にいるため、必ずしも他の参加者の存在を推測できるものではない。
	Q 本件は不調再発注案件だが、不調になった原因についてはヒアリングなどを実施しているのか。	A 本件については、実施していない。困難な案件は受注者側が応札を手控える傾向にあるため、都側でこれまでのデータなどを含めて、発注の方法を検討することになっている。

	Q 辞退理由では「配置予定技術者の設置が困難」という理由が多く見られる。希望を出した時点では確保の見込みがあったものの、開札までに予定が変わったという理由であれば、開札までの期間を短くすることで辞退が防げると考えられるが、その余地はあるのか。	A 見積もりの期間は建設業法で定められており、正確な見積もりに必要だとして現在の期間を設定している。 また、案件が取れるかわからないため、とりあえず複数に希望を提出し、その後様子を見ながら選択するという業者側の行動もあるのではないかと考えている。
委員からの意見・質問、それに対する回答等	＜議案5＞（1者入札事案）（同一事業者による長期継続受注事案） 北多摩一号水再生センター汚泥焼却設備改良・補修工事[特命随意契約]	
	Q 過去5年間に5件の発注があり、1者応札の希望制指名競争入札が3回、特命随意契約が2回となっているが、年度によって契約方式が異なる理由は何か。今後も同様の発注が続くのか、設備改良・補修工事の見通しを教えてください。	A 設備のうち焼却炉については、メーカー独自の設備でありメーカーのノウハウによるものとなるため、特命随意契約による対応が必要になる。しかし、焼却炉以外の一部設備についてはメーカーではなくても対応可能だと考えており、そのような工事部分が多い案件については指名競争入札を実施している。
	Q 発注金額が徐々に上昇しているが、これはどのような理由によるものか。高額な改良・補修工事が継続するのであれば、競争入札により新規の設備を導入する予定はないのか。	A 一律に上昇をしているわけではなく、その年に実施する補修の内容により金額に凹凸は発生する。 新規設備は導入に数十億円程度かかるため、新規導入と補修のコストを勘案し、現在は25年を目安に更新することとしている。新規設備を導入する場合は、競争入札により実施する。
	Q 現在特命随意契約を結んでいる相手方が、仮に何らかの理由で受注できなくなった場合、他社に発注できるような技術情報は東京都で確保されているのか。	A 焼却炉メーカーでは今のところ他社への発注を検討した事例はないが、例えばディーゼルエンジンの場合、製造メーカーがなくなったため、他社の協力を得て維持管理の検討をした実績がある。
委員からの意見・質問、そ	＜議案6＞（1者入札事案） 東京消防庁本部庁舎（2）耐震改修工事[希望制指名競争入札]	

れに對する回答等	Q 落札業者以外は参加希望を申し出た業者も含めてすべて辞退または不参となっており、結果的に一者入札となっている。このような経過では、競争入札の実態がなかったのではないか。	A 東京都では電子調達システムの活用によって一連の入札手続きを電子化しており、他の事業者の参加状況については知ることができない仕組みとなっている。仮に参加者が1者であっても、その事実を知り得ないで入札を実施するため、潜在的な競争は働いていると考える。 また、指名競争入札では任意選定を含めて原則10者を指名することとなっているため、競争性は確保できていると考える。
	Q 入札参加希望者が複数いる中、任意選定により10者指名を揃えることに意味はあるのか。	A 東京都競争入札参加者指名基準で、競争性確保の観点から原則として10者を指名することと定められている。 過去には任意選定をした事業者が落札した事例もあるため、競争性の確保に任意選定は有効なものだと考えている。
	Q 本工事は東京消防庁本部庁舎の耐震改修工事であるが、通常のオフィスビルと比較して困難性が高いといった事情はあるか。	A 施工内容が特別に困難性の高いものではない。24時間365日動いている庁舎であること、災害があった時の119番通報を受け取る場所となるため絶対に間違いがあってはいけないということが、参加業者に重く受け止められた可能性があるのではないかと考えている。
	Q 辞退理由に「居ながら工事のため、見積り上過大になった」というものがあるが、想定された価格が実態に比べて低すぎたということはあるか。居ながら工事という要素に対してどの程度金額を上乗せして積算したのか。	A 本工事について、居ながら工事という面については金額面で特に考慮していないが、土日の工事を予定していたため、その点について係数をかけた上で積算をしている。
委員会による報告又は意見の具申	議案3から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。	

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	6
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 （定例審議案件）について		
審議事項	定例審議の結果について次のとおり報告する。 （1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙6-1のとおり （2）審議結果について 別紙審議概要のとおり		

令和3年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
 (2)審議対象事案 令和2年度の7月1日から9月30日までに契約した工事案件
 (3)事案抽出方針
 ア 高額事案
 イ 高落札率事案
 ウ 1者入札事案
 エ 低入札価格調査事案
 オ 同一事業者による長期継続受注事案
 カ 社会的注目事案

2 定例審議対象事案

上記1により、次の4事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限 価格 又は 調査基準 価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	低入調査対象	一者中止再発注	不調再発注
1	高額事案	福祉保健局	福祉保健局	02-00518	特命随意契約	設備工事	空調工事	旧都立府中療育センター(2)空調その他設備改修工事	令和2年9月7日	令和2年12月11日	事後公表	502,942	—	500,500	833,514	99.5	—	1	1	新日本空調株式会社				
2	同一事業者による長期継続受注事案	総務局	総務局	02-01107	希望制指名競争入札	土木工事	一般土木工事	海のふるさと村取付道路改修工事	令和2年8月18日	令和3年3月19日	事前公表	61,295	54,804	59,466	62,769	97.0	12	9	8	大昌建設株式会社				
3	1者入札事案	下水道局	下水道局	02-02001	希望制指名競争入札	建築工事	建築工事	落合水再生センターせせらぎの里管理棟ほか1か所建物改良工事	令和2年8月28日	令和3年4月26日	事前公表	62,980	56,701	62,975	73,821	99.9	10	5	1	天心建設株式会社				
4	高落札率事案	水道局	水道局	02-00304	希望制指名競争入札	土木工事	水道施設工事	大田区仲池上二丁目20番地先から同区池上三丁目9番地先間外1か所配水小管布設替工事	令和2年9月7日	令和3年11月11日	事前公表	339,988	306,442	339,988	345,400	100.0	3	3	2	株式会社千広興業	○			

3 談合情報処理に係る審査事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第6号、東京都入札監視委員会運営要領第七
 (2)審査対象事案 令和2年度第二四半期に談合情報処理を行った事案

東京都入札監視委員会第１回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和３年９月15日（水） 都庁第一本庁舎35階第一入札室	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有 川 博 （部会長） （元）会計検査院官房審議官 飯 塚 正 史 公認会計士 片 桐 春 美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小 池 孝 子 計４名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和２年７月１日～令和２年９月30日	
抽出案件計	４件	（備考）
一般競争	０件	
指名競争	３件	
随意契約	１件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案１>（高額事案） 旧都立府中療育センター（２）空調その他設備改修工事 [特命随意契約]	
	Q なぜこの事業者を特命随意契約の相手先としたのか。	A 本施設を新型コロナウイルスの専用病棟として整備するに当たり最も重要となるものは、換気対策となる空調設備である。 限られた工期の中で施工するためには、過去本施設の大規模な空調設備工事を実施した本事業者しかできないと判断した。
	Q 短期間で予定価格をどのように算定したのか。	A 都単価と見積単価を分けて積算を実施した。 また、見積単価については、都の同種工事の状況等を踏まえて精査し予定価格に反映させている。
	Q 契約変更額が高額となったが、その理由は。	A これまで経験したことのない専用病棟ということもあり、契約後においても、施設の運営方針が変更していった。 それに伴い、換気対策や感染予防対策を強化するという観点と患者の療養環境を改善するという観点で、空調設備等の増強のために契約変更が生じた。

意見：緊急性があるため特命随意契約とすることは妥当である。事業者選定や契約金額については、記録をしっかりと整理し、十分な説明ができるようにしていただきたい。	
<議案2>（同一事業者長期継続受注事案） 海のふるさと村取付道路改修工事 〔希望制指名競争入札〕	
Q 辞退者に対して辞退理由を聴取したのか。また、辞退したことによるペナルティは課したのか。	A 全者辞退の場合はヒアリングを行うが、今回は1者のため実施していない。 また、辞退に伴うペナルティは課していない。
Q 島外の事業者を除外しているのはどういった理由からなのか。	A 島内の経済活性化や雇用の創出等といった観点で、島内に事業所を有する事業者を優先して指名している。
意見：同一受注者の長期受注の改善に向け、どのような工夫ができるのか検討していただきたい。	
<議案3>（一者入札の事案） 落合水再生センターせせらぎの里管理棟 ほか1か所建物改良工事 〔希望制指名競争入札〕	
Q 希望10者から5者を指名したとのことであるが、どのような考え方で指名したのか。	A 指名基準に基づき指名を行っている。本件は、予定価格が発注等級の下限に近いので、当該等級と直近下位の等級の者を指名した。
Q 「見積金額が当初の見込みより過大となった」という辞退理由があるが、予定価格はどの段階から公表しているのか。	A 各事業者から希望票を受け付ける段階で公表している。 仕様書や詳細な図面等は、指名通知後に渡していることから、このような理由での辞退が発生するのではないかと。
Q 希望業者に対する指名のルールについて資料に基づいた説明をいただきたい。	A 後日、内容を確認して対応する。
意見：予定価格事前公表については、競争性を阻害することのないように工夫を重ねながら運用していただきたい。	
<議案4>（高落札率事案） 大田区仲池上二丁目20番地先から同区池上三丁目9番地先間外1か所配水小管布設替工事 〔希望制指名競争入札（総合評価方式）〕	

	Q 予定価格が事前公表にも関わらず、なぜ低入札調査制度が適用となったのか。 また、入札額が低価格とも思えない金額だが、調査基準価格はどのように設定しているのか。		A 予定価格は事前公表であっても、調査基準価格は落札後に公表するため、入札額が調査基準価格を下回ることにはある。 また、調査基準価格は国の定めた基準を都でも採用しており、計算方法も公表している。		
	意見：総合評価方式における失格基準の適用を改め、価格点の算定方法を変更したことについて、他の自治体と情報共有を図っていただきたい。				
委員会による報告又は意見の具申	議案1から議案4までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。				
談合情報案件	項 目		工 事	物品・業務	件数計
	談 合 情 報		0 件	2 件	2 件
		うち検討結果疑義	0 件	0 件	0 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回 答	
	<議案5>				
	Q 入札の実施を取りやめた理由は何か。			A 本件は、事業者側職員側双方の調査が必要だったが、職員側の調査が完了するまでに時間がかかる見込みとなったことから、契約手続きを中止した。	
	Q 談合情報処理が完了したのであれば、現在、本契約を実施していないのはなぜか。			A 業務委託契約としては実施していないが、人材派遣契約に変更して業務を実施している。	
	意見：契約の必要性などを念頭に、事務処理を進められたい。				
	<議案6>				
	Q 記載されている徴取内容が分かりにくい表現となっているので、もっと正確な記事にすべきではないか。			A 今後は、より正確に記載すべき部分については、記載方法を工夫していきたい。	
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われているが、個々に付された意見への対応を求める。				

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	7
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果 （定例審議案件）について		
審議事項	定例審議の結果について次のとおり報告する。 （1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙7-1のとおり （2）審議結果について 別紙審議概要のとおり		

令和3年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2)審議対象事案 令和2年度の1月1日から3月31日までに契約した工事案件
- (3)事案抽出方針
- ア 高額事案
 - イ 高落札率事案
 - ウ 1者入札事案
 - エ 低入札価格調査事案
 - オ 同一事業者による長期継続受注事案
 - カ 社会的注目事案

2 定例審議対象事案

上記1により、次の5事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限 価格 又は 調査基準 価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	低入札調査対象	一者中止再発注	不調再発注
1	高落札率事案	東京消防庁	東京消防庁	02-10320	希望制 指名競争入札	設備工事	空調工事	東京消防庁昭島消防署昭和出張所(仮称)庁舎(2)改築空調設備工事	令和3年3月16日	令和4年8月5日	事前公表	68,678	62,185	68,673	68,852	99.99	13	10	2	株式会社浅井設備				
2	高額事案	財務局	港湾局	02-00476	一般競争入札	建築工事	建築工事	野伏漁港船客待合所(2)新築工事その2	令和3年3月4日	令和4年10月14日	事前公表	1,130,987	1,021,382	1,130,690	-	99.97	1	1	1	五洋建設株式会社				○
3	1者入札事案	総務局	総務局	02-01288	希望制 指名競争入札	土木工事	一般土木工事	令和2年度元町港駐車場及びその他整備工事	令和3年1月26日	令和3年4月26日	事前公表	17,056	15,017	16,810	17,820	98.55	11	9	1	ツバキ建設株式会社				
4	高額事案	下水道局	下水道局	02-01132	特命随意契約	土木工事	一般土木工事	第二桃園川幹線その2工事	令和3年1月22日	令和5年12月27日	事後公表	4,798,277	-	4,796,000	-	99.95	-	1	1	村本建設株式会社				
5	同一事業者による長期継続受注案件	下水道局	下水道局	02-03158	特命随意契約	設備工事	電気工事	清瀬水再生センター監視制御設備改良・補修工事	令和3年1月18日	令和3年9月16日	事後公表	293,227	-	290,400	-	99.03	-	1	1	三菱電機株式会社				

3 談合情報処理に係る審査事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第6号、東京都入札監視委員会運営要領第七
- (2)審査対象事案 令和2年度第四四半期に談合情報処理を行った事案

東京都入札監視委員会第２回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和４年１月１９日（水） 都庁第一本庁舎３５階第一入札室	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有 川 博 （部会長） （元）会計検査院官房審議官 飯 塚 正 史 公認会計士 片 桐 春 美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小 池 孝 子 計４名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和３年１月１日～令和３年３月３１日	
抽出案件計	５件	（備考）
一般競争	１件	
指名競争	２件	
随意契約	２件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案１>（高落札率事案） 東京消防庁昭島消防署昭和出張所（仮称） 庁舎（２）改築空調設備工事 [希望制指名競争入札]	
	Q ３月という忙しい時期に発注しなければならなかった理由を教えてください。	A 発注時期については、主体となる建築工事の事業者が不調により再発注となったため、令和３年２月下旬に決まり、その後入札を実施したため、３月発注となった。
	Q 辞退理由について、電子調達システム上で理由を選択する形になっているものをさらに踏み込んで、事業者ヒアリングする必要があると思うがいかがか。	A 今後、事業者ヒアリングの実施なども検討し、状況の把握に努めていく。
	意見：事業者からの辞退理由の確認についてヒアリングなど工夫ができないか考えていただきたい。	
	<議案２>（高額事案） 野伏漁港船客待合所（２）新築工事その２ [一般競争入札]	
	Q 本事案は、不調で再発注となっているがどういった原因が考えられるか。	A 設計内容が島しょにおける工事の特性を十分反映しきれていなかった。ヒアリング等が十分ではなかったため、大型資機材の運搬にはチャーター船が必要なこと、作業員は島内での確保が難しいこと等が把握できていなかった。

Q 島しょ工事において、今後に向けた改善策として考えていることはあるか。	A 今後は、経済性にもしっかりと配慮しながら、コンサル等を通じて、工事に精通した業者にヒアリングや見積り等を可能な限り行い、より実態を踏まえた設計を行っていく。
意見：不調を繰り返したことについて、反省点や注意点があることは発注部局で理解されているようなので、審議の内容を踏まえ、今後の島しょ部の工事の改善につなげていただきたい。	
<議案3>（一者入札の事案） 令和2年度元町港駐車場及びその他整備工事 [希望制指名競争入札]	
Q 一般的な工事業者が壁面に絵を描くのは難しいと予見できなかったのか。別途発注を考えなかったのか。	A 壁面塗装工は技術的に難しいとは予想していたが、複数の事業者が同じところで施工する管理の難しさより、受注者を1者にしてしっかり管理してもらう方がメリットが多いと考え、一括発注とした。
Q 駐車場整備と壁画を同時施工するのではなく、発注時期をずらして分割発注することを考えてもよかったのではないか。	A 今後、同様の工事では、分割発注についても検討していきたい。
Q なぜ、島外の事業者を指名しなかったのか。	A 過酷な気象条件下における適正履行の確保や災害時の迅速な対応のための技術力の向上等の観点から島内に事業所を有する事業者を優先して指名している。
意見：競争性をより高めていくために、分割発注や発注時期等を含めて、今後検討していただきたい。	
<議案4>（高額事案） 第二桃園川幹線その2工事 [特命随意契約]	
Q その1工事をやった会社でないと、その2工事のシールド工事はできないというのがわかりにくい。	A その1とその2の各工事は本来一体で発注する工事であるが、全体工期が5年を超え国庫補助金の関係から、分割して発注した。 その1工事は競争入札を実施したが、その際、その2工事が後続工事としてあることを示した上で入札してい

	る。その２工事では、その１工事で使用したシールド機で引き続き掘削する必要があり、それにはシールド機の製作会社の知見がないと施工できないことから、今回特命随意契約とした。
Q 本来であれば、競争入札が実施できるようにエリアを区切るべきであるが、今回は、工事期間が５年以上という長期間にわたるようなエリアの区切り方となった理由は何か。	A 今回のエリアについては、シールド機を出し入れするための立て坑できる用地の確保が難しく、長期間の工事にせざるを得なかった。
意見：特命随意契約の理由について、正確に説明できるようにしていただきたい。	
<議案５>（同一事業者長期継続受注事案） 清瀬水再生センター監視制御設備改良・補修工事 [特命随意契約]	
Q 長期計画に基づき改修することになっていると思うが、今回の改良・補修工事は、長期計画で想定した費用と比較するとどのような状況であるか。	A 価格上昇等はあるが、本設備は、平成２９年に更新しており、更新後数年しか経過していないこともあるため、ほぼ想定どおりの費用で対応できている。
Q 東京都の水再生センターの監視制御設備はここだけでないと思うが、他のセンターでも再構築の時に入札状況を検証しているか。	A 他のセンターにおいても、再構築の際には競争入札を実施しており、その入札結果を確認している。
意見：監視制御設備工事について、他の再生センターの状況をまとめた資料を作成し、再構築時の競争性が確保できているかどうかを確認できるようにしていただきたい。	
委員会による報告又は意見の具申	議案１から議案５までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。

談合情報案件		項 目		工 事	物品・業務	件数計
		談 合 情 報		1 件	1 件	2 件
			うち検討結果疑義	0 件	0 件	0 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問				回 答	
	＜議案 6＞					
	Q 誰が見ても事実誤認が明らかな情報の場合、談合情報委員会に付議しないということとはできないのか。				A 談合情報があった場合、談合情報検討委員会には付議することになっている。今回、所の委員会では、慎重を期して調査はすべきと判断した。	
	＜議案 7＞					
	Q 談合情報検討委員会の議事録は、局によって違うのか。				A 談合情報検討委員会は、それぞれの部局に設置されており、違う可能性はある。	
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に異議はない。					

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	8
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会審議結果 （談合情報処理審査案件）について		
審議事項	継続審議の結果について次のとおり報告する。 （1）審議結果について 議案5別紙審議概要のとおり		

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	9
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 （談合情報処理審査案件）について		
審議事項	継続審議の結果について次のとおり報告する。 （1）審議結果について 議案6別紙審議概要のとおり		

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和4年3月29日（火）	議案番号	10
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和3年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果 （談合情報処理審査案件）について		
審議事項	継続審議の結果について次のとおり報告する。 （1）審議結果について 議案7別紙審議概要のとおり		